

農業委員会で審議された案件です

❄️❄️❄️❄️❄️❄️ (上段：賃貸借・使用貸借 下段：売買・贈与 単位：件) ❄️❄️

案 件 名	4~9 月計	10 月	11 月	12 月	25年 度計	その他(10~12月分)
農振法による農用地区域除外申請	2	—	—	—	2	○10月 ・平成26年度砂川市農業 振興建議書(案)について 
農地法第3条許可申請	1	—	—	1	2	
	3	—	1	1	5	
農地法第4条許可申請	—	—	—	—	—	
農地法第5条許可申請	1	—	—	—	1	
※10月()内は「事業計画変更承認申請」	3	(1)	—	1	4	
農用地利用集積計画の決定について	9	—	1	4	14	
	3	—	1	—	4	
現況証明願	6	2	3	1	12	
農地法第3条の3届出書	4	—	1	—	5	
農地法第18条第6項合意解約通知	3	—	1	1	5	
農業者年金に関する申請について	26	—	—	4	30	

農業者年金はメリットいっぱいの制度です

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で年間60日以上農業に従事されている方は
誰でも加入できます

積立方式で少子高齢化の時代に対応した安定した制度となりました

認定農業者等**一定の要件を備えた方に対し**
保険料の手厚い**国庫助成(政策支援)があります**

月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせ保険料を自由に選択できます

税制優遇でとってお得
毎年最大80万4千円の所得控除、支払われる年金も公的年金控除が適用されます

途中でやめても年金が受けられ、80歳保証付きの終身年金です

加入申込み、お問い合わせ等は、農業委員会事務局(54-2121内線354)または、新砂川農業協同組合営農課(54-3181)までお気軽にご連絡ください。

